

平成27年 5月経済委員会（所管事項説明）

平成27年 5月20日（水）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

岡委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（資料①）

【報告事項】（資料②）

- 平成26年度不当労働行為事件の状況について
- 平成26年度個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

原内労働委員会事務局長

それでは、労働委員会の所管事務について、その概要を御説明申し上げます。

お手元の経済委員会説明資料の1ページをお開きください。

最初に、労働委員会の組織でございますが、当委員会は、労働組合法第19条及び地方自治法第180条の5の規定に基づきまして、各都道府県に設置されている合議制の執行機関でございます。

委員は、公益を代表する者5名、労働者を代表する者5名、及び使用者を代表する者5名の総数15名でございます。

現在、会長は、笹谷正廣氏、会長代理には、豊永寛二氏が就任しております。

その他の委員は記載のとおりでございます。

なお、委員の任期は、労働組合法により2年と定められております。

2ページをお開きください。

事務局の組織でございますが、調整課及び審査課の2課制となっており、職員は私を含め9名でございます。

調整課では、労使紛争のあっせん等の調整事務及び事務局の総務事務等を担当し、審査課は、不当労働行為の審査事務及び労働組合の資格審査事務等を担当いたしております。

3ページをお願いいたします。

平成27年度の予算でございます。

当委員会の当初予算額は、1億1,245万3,000円で、前年度当初予算に比べ5万9,000円の増、率にして0.1%の増となっております。

4 ページをお開きください。

重点事業でございます。1 点目といたしまして、労働組合法等の労働関係に関する法律に基づきまして、集团的労使紛争の調整や不当労働行為の審査等を実施いたしますとともに、個別的・労使紛争解決サービスに取り組むことにより、安定した労使関係が築かれるよう努めてまいります。

2 点目といたしまして、労働委員会は、中立、公正な立場から、労使関係の安定化等を図るために設置された専門的行政機関であり、労使紛争の処理に当たりましては、手続の迅速性と簡易性、さらには実効性のある救済が求められているところであります。

このため、事務局といたしましては、委員会の業務が円滑に遂行されますよう、調査をはじめ諸資料の収集、分析を的確に行うとともに、職員の資質向上を図り、委員に対する補佐機能が十分発揮できますよう努めてまいります。

以上で、私からの所管事務の説明を終わらせていただきます。

課別の所管事務につきましては、各課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

船田調整課長

調整課の所管事務につきまして、私のほうから、その概要を御説明申し上げます。

お手元の経済委員会説明資料の6 ページをお開きください。

最初に、調整課の組織でございますが、組織図に記載のとおりでございます。

続きまして、主な分掌事務でございますが、まず1 点目が、集团的労使紛争のあっせん、調停、仲裁に関することでございます。

労働委員会では、労働組合と使用者の間の、いわゆる集团的労使紛争の解決を図るため、労働関係調整法に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行っております。

これらは、労働組合と使用者の間の紛争が深刻化して自主解決が困難になったときに、当事者からの申請に基づき、労働委員会の委員があっせん員等として労使の間に入って相互の主張を調整し、歩み寄りを促して、迅速で円満な解決を図るものでございます。

2 点目が、個別的労使紛争のあっせんに関することでございます。

近年、人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と使用者の間の、いわゆる個別的労使紛争が増加しております。

こうした状況を受け、労働委員会では、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱に基づき、個々の労働者と使用者の間の紛争につきましても、迅速で円満な解決を図るため、あっせんを実施いたしております。

また、個別的労使紛争に関しましては、相談も実施しており、相談者への適切な情報提供等を通じて、紛争の早期解決及び未然防止に努めているところです。

3 点目が、争議行為の予告通知に関することでございます。

医療や運輸・通信などの公益事業については、その性格上、県民の日常生活に欠くことができないものであります。このため、これらの公益事業においてストライキ等の争議行為を行う場合に、当事者に労働委員会及び知事に対する予告義務を課しております。この

ことにより、いわゆる抜き打ちストを禁止し、県民生活への影響を最小限にとどめるとともに、労使紛争について労働委員会による調整活動の機会を確保しようとするもので、労働委員会においてこうした争議行為の予告通知の受理等を行っているものでございます。

このほか、事務局の総務事務に関することにつきましても所管いたしております。

次に、7ページを御覧ください。

重点事業でございます。先ほども御説明させていただきましたが、自主的解決が困難な労働組合と使用者の間の集団的労使紛争について、当時者からの申請に基づき、あっせん等を行うことにより、労使紛争の自主的な解決を援助し、労使関係の安定化を図ります。

また、個別的労使紛争解決サービスの相談、あっせんに取り組むことにより、個々の労働者と使用者の間の個別的労使紛争の未然防止と速やかな解決を図ります。

また、こうした、あっせん等の業務が適正に遂行されるよう、調査や諸資料の収集、分析を的確に行うとともに、職員の資質向上に努め、委員に対する補佐機能の充実強化に努めることといたしております。

以上、調整課の所管事務について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

管生審査課長

続きまして、審査課の所管事務につきまして、概要の御説明をさせていただきます。

お手元の経済委員会説明資料の9ページをお開きください。

はじめに、審査課の組織につきましては、組織図に記載のとおりでございます。

続きまして、主な事務分掌でございますが、1点目は、不当労働行為の審査に関することでございます。

不当労働行為と申しますのは、労働者が労働組合の組合員であることや、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたことなどを理由とする、解雇や配転等の不利益な取扱い、また、正当な理由のない団体交渉の拒否や、労働組合の結成への妨害や、組合組織の運営への介入などの使用者の行為を不当労働行為と呼び、それらの行為は労働組合法で禁止されております。

そして、このような行為があった場合、労働組合や労働者は、不当労働行為の救済申立てができることとなっております。

この申立てに基づき、労働委員会は審査を行いまして、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうか判断し、不当労働行為の事実が認定されますと、救済命令を出しまして、今後の安定した労使関係の維持、確保を図るものでございます。

なお、将来の労使関係にとって、よりふさわしい解決方法としての観点から、救済命令による解決以外に、当事者の合意による和解も、審査と並行して、積極的にお勧めしております。

2点目が、労働組合の資格審査に関することでございます。

労働組合は自由に結成して活動することができ、届出等は特に必要ございませんが、不当労働行為の救済申立てをするとき、労働組合の法人登記をするときなどには、労働組合

法により、自主的に組織され、民主的に運営されている組織であることの確認が求められております。

このような場合、申請に基づきまして、労働委員会が審査し、資格の適否を決定することになっておりますので、適切な処理に努めているところでございます。

このほか、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関することがございますが、これは、労働組合の自主性を確保するため、県や市町村が経営している電気、水道、バスなど公営企業に従事している職員のうち、組合に加入できない管理、監督的な職員、いわゆる非組合員の範囲を認定し、県報に告示するものです。

続きまして、10ページをお開きください。

重点事業でございます。

先ほども御説明させていただきましたが、使用者が、労働組合員であるために労働者に不利益な取扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒否したり、労働組合の結成や運営に対して支配介入を行った場合などに、労働組合等の申立てにより審査を行い、その事実があれば救済命令を出してこれを是正する不当労働行為救済制度を、迅速かつ適正に実施するとともに、当事者の合意による和解での解決も図るなど、安定した労使関係の維持、確立に努めてまいります。

以上、審査課の所管事務について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

原内労働委員会事務局長

この際、2点、御報告を申し上げます。

お手元の報告事項と題しました資料に基づき、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、平成26年度に取り扱いました、不当労働行為事件3件の状況についてでございます。

1件目のA事件につきましては、B労働組合から、C会社を相手方として、平成26年4月16日に当初申立てが、また8月7日に追加申立てがあったものでございます。

当初申立ての内容といたしましては、組合員に対する会社の嫌がらせや、他組合の組合員との差別待遇などが不利益取扱いに、また、組合が交渉委任をした者の団体交渉への参加拒否などが不誠実な団体交渉及び組合運営に対する支配介入に該当するとして、不利益取扱いの禁止、誠実な団体交渉の実施、支配介入の禁止等を求めていたものでございます。

また、追加申立ての内容は、組合が労働委員会に提出した証拠資料について、会社が従業員に調査を行ったことは、労働委員会に証拠を提出したことを理由とする不利益な取扱いに該当するとして、調査の中止を求めていたものでございます。

この事件につきましては、当初の申立て以降、当事者の主張整理や争点の明確化のための調査を4回実施し、適正に審査手続を進めておりましたところ、平成27年1月26日、取下げ書が提出され、終結したものでございます。

2件目のD事件につきましては、E労働組合から、F会社を相手方として、平成26年6

月26日に申立てがあったものでございます。

申立ての内容といたしましては、組合員が他の社員と隔離された場所での勤務を命じられていたことに関する団体交渉における対応などが、不当労働行為に該当するとして、誠実な団体交渉の実施、支配介入の禁止等を求めていたものでございます。

この事件につきましては、申立て以降、調査を2回実施し、適正に審査手続を進めておりましたところ、平成26年11月18日、取下げ書が提出され、終結したものでございます。

3件目のG事件につきましては、H労働組合からI法人を相手方として、平成26年7月30日、申立てのあったものでございます。

申立ての内容といたしましては、土地改良区の申立人組合や組合員に対する言動や団体交渉における対応などが、不当労働行為に該当するとして、不利益取扱の禁止、誠実な団体交渉の実施等を求めているものでございます。

この事件につきましては、本年4月8日、証人調べ等を行った上で結審し、現在、命令発出に向け作業を進めているところであります。

なお、平成26年度は、労働組合と使用者間との労使紛争の調整事件の申請はありませんでした。

2ページを御覧ください。

平成26年度における個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

平成26年度におきましては、相談件数は187件ございました。

また、あっせん申請は13件となっており、すべてが終結いたしております。

13件の終結状況でございますが、解決に至ったものが7件、相手方不応諾により打ち切りとなったものが2件、取り下げられたものが4件となっております。

以上で、労働委員会の所管事務及び報告事項についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

岡委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑については、所管事務に関するもの及び特に緊急を要する案件にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

労働委員会は非常に重要で、私も経済委員会が昔長かったもので久々に聞いたのですけれども、1点だけ、今年度の労働委員会の特徴的な取組、重点事項ということで今、説明

を受けたのですけれども、特に27年度、労働委員会としてはどういう事業を進めていってという点がありましたら、御報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

原内労働委員会事務局長

労働委員会の使命といたしましては、安定した労使関係を構築するということで、これはいつも一緒でございます。労働委員会は大事な組織と考えておりますが、県民の皆様に広く知られているかといいますと、必ずしもそうではないので、県民の皆様に労働委員会の存在、そして、こういう仕事をしているんだということを知っていただくために、PRを今進めているところでございます。今年度もしっかりとPRを進めまして、広く知っていただこうと思っています。

特に、昨年度から出前講座というのを始めておりまして、去年は高校2校で実施させていただきました。今年度は更に拡大いたしまして、高校への出前講座、当然行うわけですが、大学のほうでも出前講座を広めて、積極的にPRしていきたいと思っていますところであります。

どうぞ、よろしくお願いたします。

山田委員

今のを踏まえてまた6月議会で質問していきたいと思っております。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時55分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。